令和7年度 環境物品等の調達の推進を図るための方針(こども家庭庁)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。 以下「法」という。) 第7条第1項の規定に基づき、令和7年度における環境物品等 の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第 3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の令和7年度における調達の目標

令和7年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する 基本方針(平成7年1月28日閣議決定)以下「基本方針」という。)に定める特定 調達品目毎に判断の基準を満たすもの。)の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっ ての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷が少ない物品等の調 達に努めることとする。

○以下表中の下線部<※>箇所は、基準値1に適合する物品等の調達目標

1. 紙類

紙、インクジェットカラープリンタ | 標は100%とする。

一用塗工紙)

印刷用紙(塗工されていない印刷用 紙、塗工されている印刷用紙) 衛生用紙(トイレットペーパー、テ イッシュペーパー)

情報用紙(コピー用紙、フォーム用|調達を実施する品目については、調達目

※印刷用紙の調達が困難となる場合には、国等の業務・事業の継続を確保するため、当分の間、調達予定物 品等の納入が難しいことを確認した上で、特定調達物品以外からの調達等、柔軟に対応する。

2. 文具類

シャープペンシル 調達を実施する品目については、調達目 シャープペンシル替芯 標は100%とする。 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉

印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー (汎用型) ステープラー (汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 粘着テープ (布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット(玉) マグネット (バー) テープカッター パンチ (手動) モルトケース(紙めくり用スポンジ ケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削 (手動) OAクリーナー (ウェットタイプ°) OAクリーナー (液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース

マウスパッド OAフィルター(枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OH Pフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり(液状)(補充用を含む。) のり(澱粉のり) (補充用を含む。) のり (固形) (補充用を含む。) のり (テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム (台紙を含む。) つづりひも カードケース 事務用封筒 (紙製) 窓付き封筒 (紙製) けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱

リサイクルボックス

名札(机上用)名札(衣服取付型・首下げ型)鍵かけ(フックを含む。)チョーク梱包用バンド

3. オフィス家具等

椅子調達を実施する品目については、調達目机標は100%とする。収納用什器(棚以外)ローパーテイションコートハンガー傘立て掲示板黒板ホワイトボード

4. 画像機器等

コピー機等(コピー機、複合機、拡 張性のあるデジタルコピー機) プリンタ等(プリンタ及びプリン タ・ファクシミリ兼用機) <※> ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ

令和7年度に購入する物品及び同年度 から新たにリース契約を行うものにつ いては、調達目標は100%とする。

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ティスプレイ 記録用メディア 令和7年度に購入する物品及び同年度 から新たにリース契約を行うものにつ いては、調達目標は100%とする。

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池または小型充電式電池

令和7年度に購入する物品及び同年度 から新たにリース契約を行うものにつ いては、調達目標は100%とする。

7. 移動電話等

携帯電話	令和7年度に購入する物品及び同年度
PHS	から新たにリース契約を行うものにつ
スマートフォン	いては、調達目標は100%とする。

8. 家電製品

電気冷蔵庫等(電気冷蔵庫、電気冷
凍庫、電気冷凍冷蔵庫)<※>
テレビジョン受信機
電子レンジ

令和7年度に購入する物品及び同年度 から新たにリース契約を行うものにつ いては、調達目標は100%とする(電 気冷蔵庫等は基準値1を満たすもの)。

9. エアコンディショナー等

エアコンディショナー	調達を実施する品目については、調達目
(※)	標は100%とする。
ガスヒートポンプ式冷暖房機	
ストーブ	

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器	調達を実施する品目については、調達目
ガス温水機器 (※)	標は100%とする。
石油温水機器(※)	
ガス調理機器	

11. 照明

LED照明器具(※)	調達を実施する品目については、調達目
LEDを光源とした内照式表示灯	標は100%とする
<u>蛍光ランプ(※)</u>	

電球形状のランプ	

12. 自動車等

乗用車	調達を実施する品目については、調達目
<u>小型バス</u>	標は100%とする
小型貨物車	
バス等	
トラック等	
トラクタ	
(上記6件:※)	
乗用車用タイヤ	調達を実施する品目については、調達目
2サイクルエンジン油	標は100%とする

13. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14. 制服·作業服等

制服	調達を実施する品目については、調達目
作業服	標は100%とする。なお、ポリエステ
帽子	ル繊維を使用した製品の調達の際は、基
靴	本方針の判断の基準を満たし、さらに、
	再生ポリエステルができる限り多く使
	用されている製品を選択する。

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド カーペット(タフテッドカーペッ ん、ニードルパンチカーペット) 毛布等(毛布、ふとん) ベッド(ベッドフレーム、マット レス)

調達を実施する品目については、調達目 標は100%とする。なお、ポリエステ ル繊維を使用した製品の調達の際は、基 本方針の判断の基準を満たし、さらに、 ト、タイルカーペット、織じゅうた 再生ポリエステルができる限り多く使 用されている製品を選択する。

16. 作業用手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17. その他の繊維製品

テント・シート類(集会用テント、	調達を実施する品目については、調達目
ブルーシート)	標は100%とする。なお、ポリエステ
防球ネット	ル繊維を使用した製品の調達の際は、基
旗	本方針の判断の基準を満たし、さらに再
のぼり	生ポリエステルができる限り多く使用
幕	されている製品を選択する。
モップ	

18. 設備

太陽光発電システム(公共・産業用)	調達の予定はない。
太陽熱利用システム(公共・産業用)	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
エネルギー管理システム	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器	調達の予定はない。
日射調整フィルム	調達の予定はない。
テレワーク用ライセンス	調達の予定はない。
Web会議システム	調達の予定はない。

19. 災害備蓄用品

ペットボトル飲料水	調達を実施する品目については、調達目
(<u>*</u>)	標は100%とする。
アルファ化米	
保存パン	
乾パン	
レトルト食品等	
栄養調整食品	
フリーズドライ食品	
非常用携帯燃料	
携带発電機	
非常用携帯電源	

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21. 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する場合には、調達目標は
	100%とする。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達を実施する場合には、調達目標は
	100%とする。
庁舎管理	調達を実施する場合には、調達目標は
	100%とする。
清掃	調達を実施する場合には、調達目標は
	100%とする。
タイルカーペット洗浄	調達を実施する場合には、調達目標は
	100%とする。
機密文書処理	調達を実施する場合には、調達目標は
	100%とする。
害虫防除	調達を実施する場合には、調達目標は
	100%とする。
輸配送	調達を実施する場合には、調達目標は
	100%とする。
旅客輸送	調達を実施する場合には、調達目標は
	100%とする。
クリーニング	調達を実施する場合には、調達目標は
	100%とする。
引越輸送	調達を実施する場合には、調達目標は
A -Movet W	100%とする。
会議運営	調達を実施する場合には、調達目標は
	100%とする。
印刷機能等提供業務 	調達を実施する場合には、調達目標は
	100%とする。

22. ごみ袋等

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

II. 特定調達物品等以外の令和2年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の 目標

特定調達物品等以外の環境物品等を選択する際は、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証等を参考にし、環境負荷の少ない製品の調達に努めることとする。

- Ⅲ. その他環境物品等の調達の推進に関する事項
- 1. 本調達方針は、こども家庭庁及び国立児童自立支援施設を対象とする。
- 2. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 4. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 5. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- 6. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じてIS014001又は環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
- 7. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
- 8. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、長官官房総務課経理室とする。